

平成25年度 協働パイロット事業募集!

協働パイロット事業とは、市民活動団体と市で役割を分担し、社会的課題に取り組む**協働**を進めるための**試行的**な事業のことです。新しいアイデアによる事業や、これからの協働事業のモデルとなるような事業の応募を期待しています!

募集内容

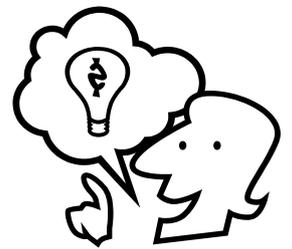
テーマ：分野を問わず、社会的課題の解決のための事業

採用事業数：最大4事業

1事業あたり事業額（委託金額）：25万円以内（消費税込）

事業期間：平成25年7月～平成26年3月

※協働パイロット事業は、活動への補助金ではありません。



応募方法

応募資格：NPO法人・ボランティア団体

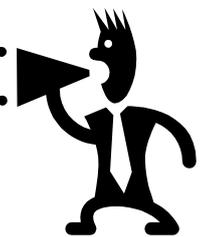
募集期間：4月17日(水)～5月16日(木)必着

審査・選定：書類審査と面接

お試しで取り組める
単年度事業!

公開ではなく、
面接での審査です!

手続き、企画書作り
についてはお気軽に
ご相談を!



募集説明会

協働パイロット事業に興味を持った方は、ぜひご参加ください!

申込不要。当日会場まで。

4月22日(月)14:00～

清水市民活動センター第1会議室

4月23日(火)19:00～

番町市民活動センター大会議室

★詳しくは、
募集要項をご覧ください。

男女参画・市民協働推進課

静岡市の市民活動

検索

※「協働パイロット事業の概要」は裏面にあります。

平成 25 年度 協働パイロット事業の概要

1 目的	市民活動団体と市の協働を進めるために、その試行的な事業として協働パイロット事業を募集します。
2 事業実施期間	平成 25 年 7 月中旬～平成 26 年 3 月末（募集期間：4 月 17 日～5 月 16 日） ※平成 26 年 3 月末までに報告書を提出すること。
3 募集内容	(1) 採用事業数：最大 4 事業 (2) 1 事業当たり事業額（委託金額）：25 万円以内（消費税込） ※協働パイロット事業は、活動のための <u>補助金ではありません</u> 。 (3) テーマ：分野を問わず、社会的課題の解決のための事業
4 応募資格	静岡市内に事務所のある団体で特定非営利活動法人及び市民活動を行っている非営利の団体。法人格の有無は問わないが、10 名以上で構成し、団体規約等を備え、事業や経理を適正に行うことができる等の条件を満たす団体とする。
5 評価の視点	事業の目的や内容が広く市民に理解されると認められる企画提案であって、次のような視点により高い評価を受けた企画提案を行った団体を選定するものとする。 ① 市民ニーズや社会的課題の解決に資する事業 ② 協働にふさわしい事業 ③ 先駆性、創造性が認められる事業 ④ 実行性が認められる事業 ⑤ 予算の見積りが適正な事業 ⑥ その他、市民活動の特性を生かせる事業
6 審査方法	書類審査及び面接審査 ※静岡市協働パイロット事業審査委員会委員が審査します。
7 提案方法	応募書類（企画提案申込書等）があります。応募書類の作成は、「協働パイロット事業募集要項」をご確認のうえ、ご記入ください。
8 申込・問合せ	生活文化局市民生活部男女参画・市民協働推進課 〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1 静岡市役所 15 階 TEL 054-221-1372 Email sankaku@city.shizuoka.lg.jp

静岡市の市民活動

検索